

保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的としています。



対象者 次の条件のいずれも満たしている方となります

- ①県内の指定保育士養成施設に在学する方。
- ②養成施設の推薦を受ける方。
- ③養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士業務に5年間継続して従事する意思のある方。
- ④他の都道府県等から同種の修学資金を借り受けていない方。

貸付額 月額5万円以内（総額120万円以内）

本人の希望により次の加算をすることができます。

- ①入学準備金：20万円以内
- ②就職準備金：20万円以内
- ③生活費加算：生活扶助基準の居宅（第1類）の該当区分額以内
（生活保護受給世帯の方またはそれに準じる世帯の方に限る）

貸付期間 養成施設に在籍する期間

貸付利子 無利子

連帯保証人 1名必要



返還免除 次の条件をいずれも満たした場合、貸付金の全額が返還免除となります

- ①養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行う。
- ②県内の保育所等で、5年間継続して保育士業務に従事。

※養成施設を退学または所定の期間前に保育士業務を辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。

申込方法 養成施設を通じて奈良県社会福祉協議会までお申し込みください

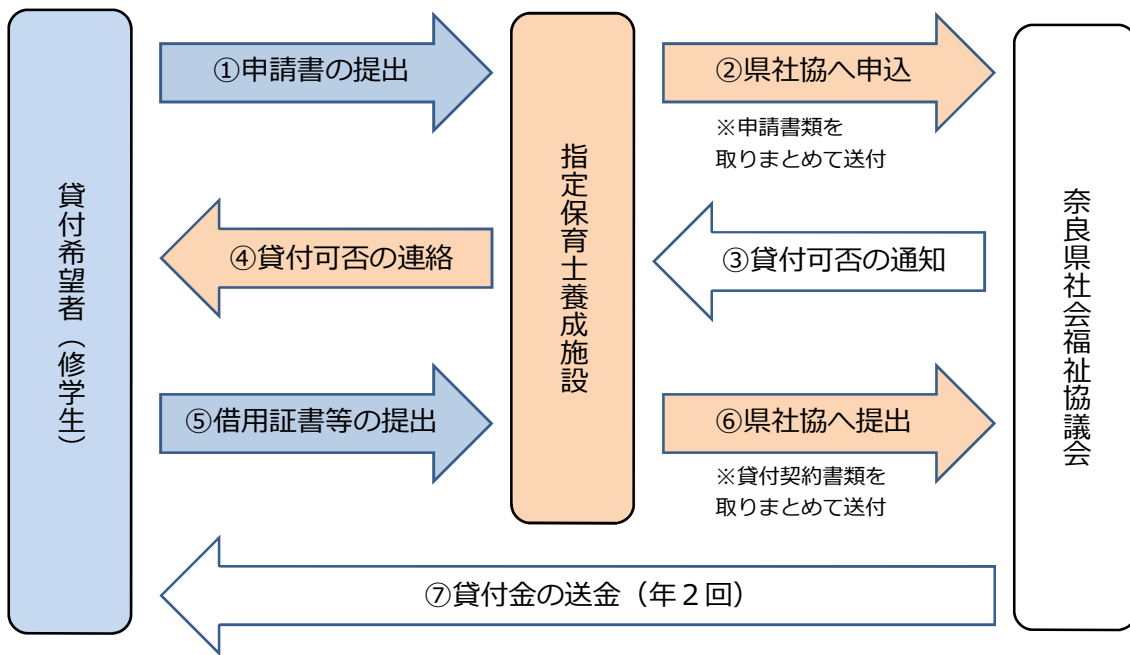
お問い合わせ先・申込先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061 橿原市大久保町320番11 TEL 0744-29-0100

貸付手続きの概要

保育士修学資金貸付までの流れ



貸付の申請

- 在学している養成施設を経由して下記の書類を提出してください。
 - ① 保育士修学資金貸付申請書 (第1号様式)
 - ② 指定課題の作文
 - ③ 養成施設の推薦書 (第2号様式)
 - <添付書類>
 - ・ 住民票の抄本 (マイナンバー記載不要) >

貸付の契約

- 貸付の選考会で審査した後、養成施設を経由して貸付の可否を通知します。貸付が決定した場合は、下記の書類を提出いただきます。
 - ① 誓約書 (第4号様式)
 - ② 振込口座申請書 (第5号様式)
 - ③ 借用書 (第6号様式)
 - <添付書類>
 - ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書 (修学生が成人の場合は修学生の印鑑登録証明書)
 - ・ 振込先銀行口座の通帳 (口座番号・名義記載されている部分) の写し (※ゆうちょ銀行不可)
 - ・ 収入印紙 (借用書に貼付)

貸付金の送金

- 年2回 (前期分4～9月分を6月、後期分10～3月分を10月) に分けて送金します。
 - ※ 但し、令和元年度の前期分については、9月以降の送金になる予定です。
 - ※ 2回目以降の送金は、養成施設が発行する「修学状況報告書 (第7号様式)」の提出が必要になります。